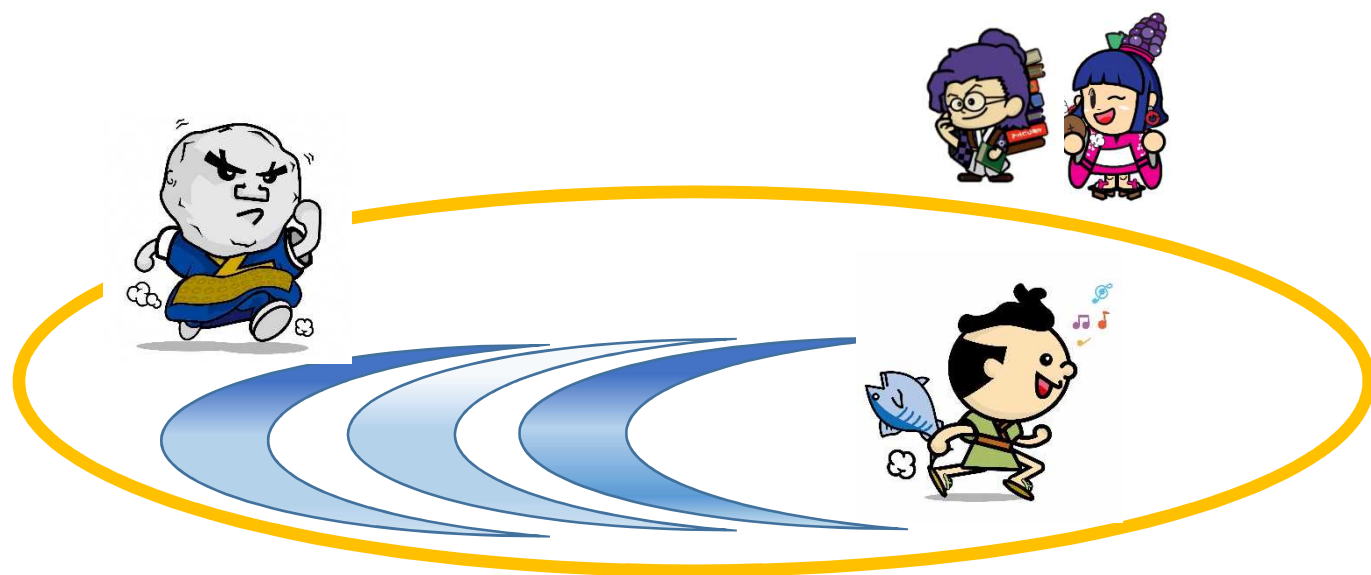


時津町教育振興基本計画

令和8年度▶令和12年度

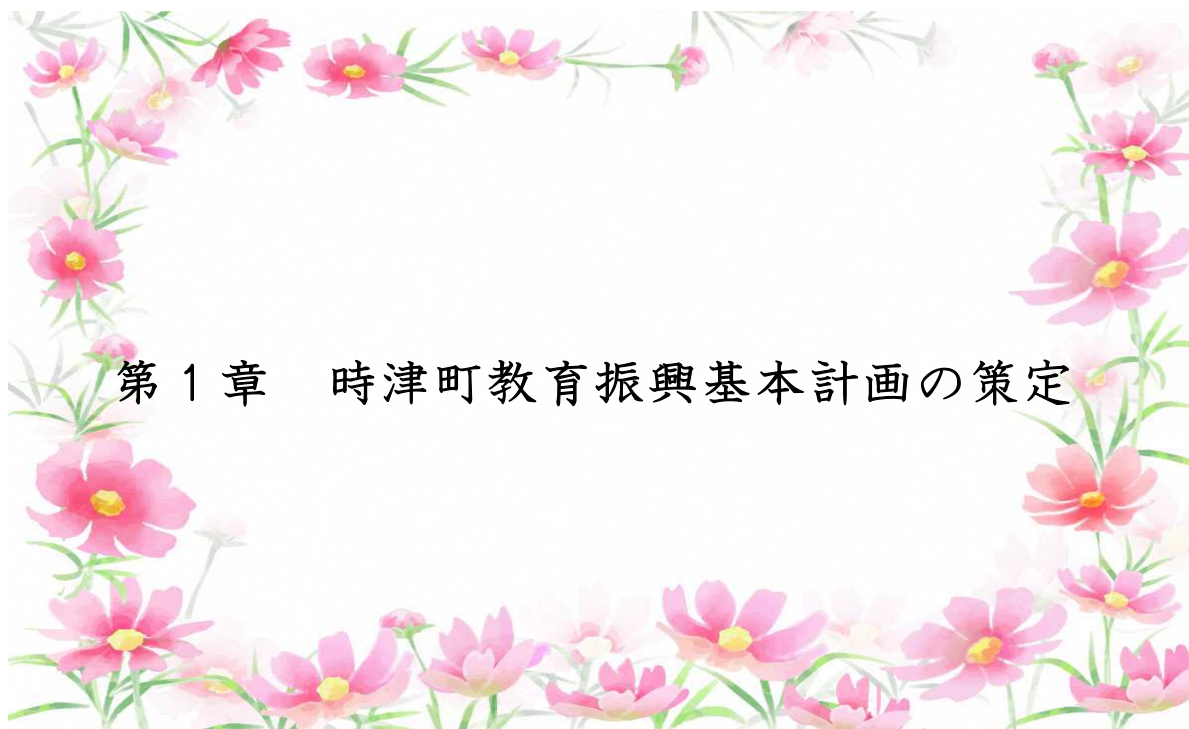
「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして



時津町教育委員会

目 次

第1章 時津町教育振興基本計画の策定	
Ⅰ 計画の趣旨	1
Ⅱ 計画の位置づけ	1
Ⅲ 計画の期間	2
第2章 時津町民憲章、第6次時津町総合計画及び五つのしおり	
Ⅰ 時津町民憲章	3
Ⅱ 第6次時津町総合計画	3
Ⅲ 五つのしおり	4
第3章 時津町が目指す教育	
Ⅰ 基本理念	5
Ⅱ 基本目標	6
第4章 主要施策の展開	
Ⅰ 主体的に未来を切り拓く基礎を培う学校教育の推進	7
1. 確かな学力の向上	7
2. 豊かな心の育成	11
3. 健やかな体の育成	12
4. 学習の機会均等の確保	14
5. 安全・安心な学校づくりの推進	17
6. 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進	19
Ⅱ 学びを支える質の高い教育環境の充実	21
1. 教職員の資質向上	21
2. 学びのセーフティネットの推進	22
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力向上の推進	24
1. 家庭教育支援の推進	24
2. 青少年健全育成の充実	25
Ⅳ 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進	27
1. 生涯学習活動の推進	27
2. 読書活動の推進	28
Ⅴ 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進	30
1. スポーツ・レクリエーション活動の推進	30
2. 歴史・文化財の保存・継承	32
3. 文化・芸術の振興	33
(別表1) 時津町教育振興基本計画と時津町教育大綱の位置づけ	35



第 1 章 時津町教育振興基本計画の策定

第1章 時津町教育振興基本計画の策定

I 計画の趣旨

時津町では、教育基本法や国、県の「教育振興基本計画」の内容を踏まえて、「第1期時津町教育振興基本計画（平成24年度～平成27年度）」「第2期時津町教育振興基本計画（平成28年度～令和2年度）」及び「第3期時津町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を定め、本町の教育行政を取り巻く課題の解決に向けた様々な施策を展開し、取り組んでまいりました。

時津町の基本理念である『「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして』を基軸とし、教育における基本理念及び基本目標に基づき、各種施策の推進を図ってまいりましたが、近年グローバル化¹や少子高齢化が進行するなど、社会環境の状況はさらに変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。

現在、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0²）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が一層進展しています。こうした社会の大転換を乗り越え、一人ひとりが生涯にわたって豊かな人生を生き抜くために、必要な資質・能力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割はとても重要です。

本計画は、これらの要請に対応するため、教育行政を取り巻く課題や現状を考慮することのほか、これまでの成果や課題を検証し、本町の実情を踏まえた令和8年度から令和12年度にかけての5年間の教育行政の基本的方向と具体的な施策の体系を示しています。

II 計画の位置づけ

- ① 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、時津町が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は、本町教育委員会に関連する施策についての計画・目標であり、本町の教育行政推進の指標と位置づけています。
- ② 本計画は、本町の基本方針である「時津町総合計画」の教育分野、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、町長が令和7年3月に策定した「時津町教育大綱」の内容を更に具体化した個別計画であり、町の実情を踏まえつつ、時代の要請に応えるための要素を勘案し施策の展開を図るためのものです。

¹ 人、物、情報の国際的移動の活性化により、「国境」の意義が曖昧になるとともに、各国が相互に依存し、国際社会の動向を無視できなくなっている現象。グローバル化の進行により、国籍に関係なく、多様な人々と共存しながら、自己の能力を発揮し貢献していくことが求められる。

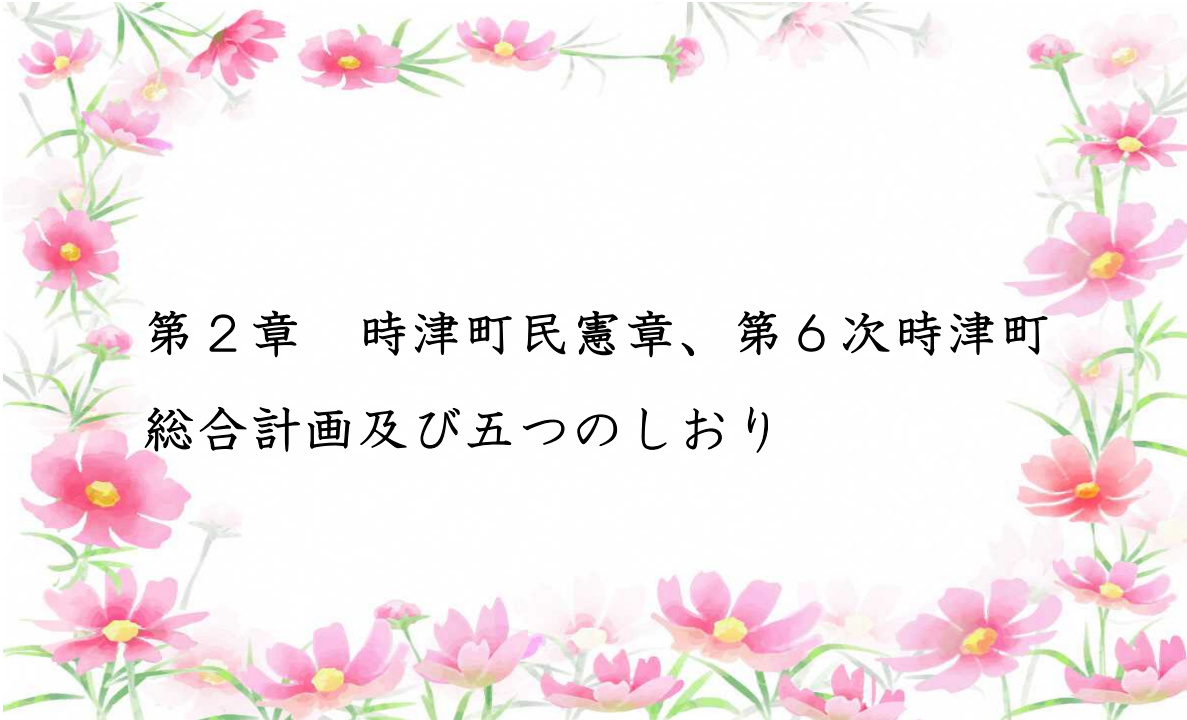
² これまでの社会を狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）と定義し、これに続く人類史上5番目の新しい社会。IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。

時津町総合計画及び時津町教育大綱と時津町教育振興基本計画の期間

年度	7	8	9	10	11	12	13
時津町総合計画	第6次時津町総合計画（R3～R12）						次期計画
	前期基本計画	後期基本計画					次期基本計画
時津町教育大綱	教育大綱（R7～R11）					教育大綱（R12～）	
時津町教育振興基本計画	前期振興基本計画	第4期教育振興基本計画（R8～R12）					次期振興基本計画

Ⅲ 計画の期間

- ① 本計画の対象とする期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。
- ② 国や県による制度改正があった場合や社会情勢等に変動があった場合には、柔軟に対応していきます。

A decorative border of pink flowers with yellow centers and green leaves, framing the central text. The flowers are arranged in a rectangular pattern around the text.

第2章 時津町民憲章、第6次時津町
総合計画及び五つのしおり

第2章 時津町民憲章、第6次時津町総合計画及び五つのしおり

I 時津町民憲章

私たちは、緑と青い海のふるさと時津を愛し、町民としての誇りをもって、この憲章を定めます。

- 一．魅力ある快適な町をつくります
- 一．心をあわせきれいな町をつくります
- 一．笑顔でゆとりのある町をつくります
- 一．心の豊かさをはぐくむ文化の町をつくります
- 一．活気に満ちた産業の町をつくります

平成3年3月制定

II 第6次時津町総合計画

第6次時津町総合計画では、「生活都市 とぎつ～誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ～」を町の将来像と定め、その実現に向けて、6つの基本目標を設定し、これに基づく分野ごとの施策を展開していくこととしています。

また、こうした施策の展開により、国際社会全体の開発目標である SDGs³の達成につなげます。



生活都市 とぎつ

～誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ～

³ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193カ国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の開発目標のこと。

基本目標

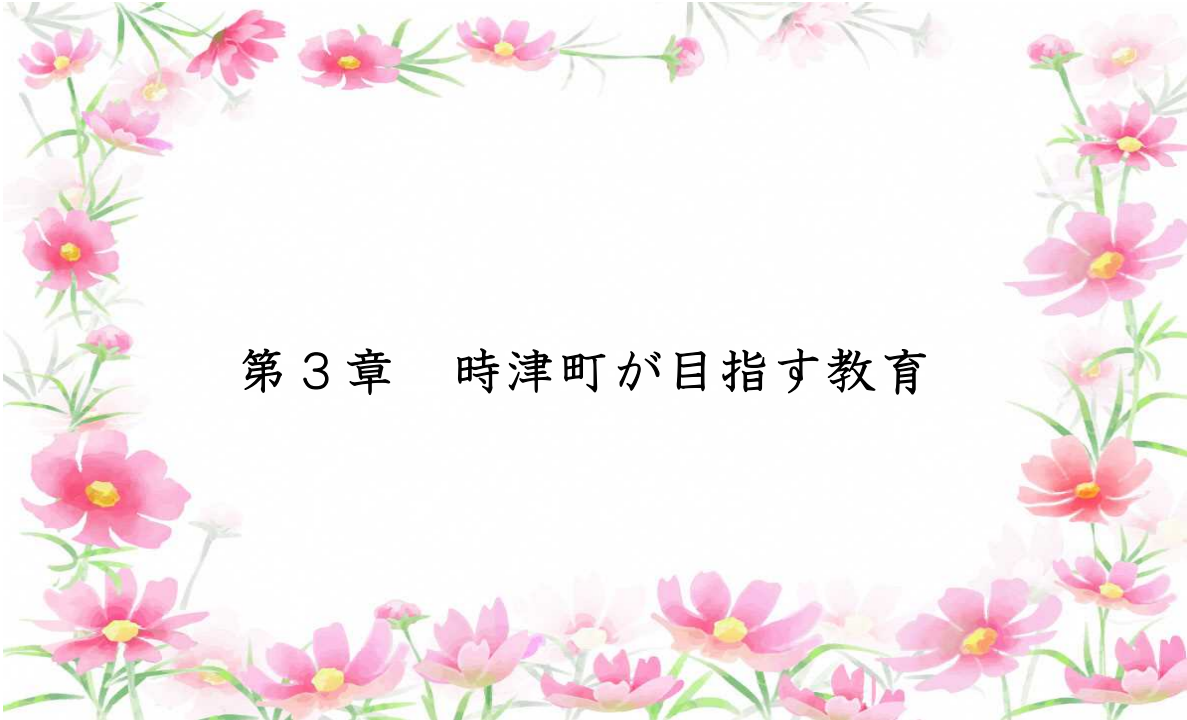
- 1 にぎわいのある快適なまちを創る（都市基盤）
- 2 活力と夢のあるまちを創る（産業振興・地方創生）
- 3 健やかで笑顔のあるまちを創る（福祉・健康・医療）
- 4 安全・安心で美しいまちを創る（安全・安心・環境）
- 5 豊かな心と学びのあるまちを創る（教育・文化・スポーツ）
- 6 みんなの参加でまちを創る（協働・行財政運営）



Ⅲ 五つのしおり

本町では、町民すべての道徳心を高める道しるべとして、五つのしおりを掲げ取り組んでいます。

- あいさつを大きな声でします。
- へんじをはっきりいいます。
- はきものをきちんとそろえます。
- まわりをいつもきれいにします。
- 時間をきちんとまもります。



第3章 時津町が目指す教育

第3章 時津町が目指す教育

I 基本理念

「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして

変化の激しい現代社会を生き抜くためには、知・徳・体の調和がとれ、夢や志、目標を持って自己実現を目指し、主体性をもってたくましく生き抜く自立した人間を育成することが重要です。また、人の成長過程においては、家庭や地域社会における教育の役割は大切です。

人と人とのつながりや学校・家庭・地域のつながりの輪を広げ、一体となって、ともに生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、生きる喜びや町民どうしの絆を育むことも重要です。家族の愛情に包まれ、地域で多くの人との関わりや活動などを経験することで、家族への愛情や郷土への愛着が育まれ、豊かな人間性が育っていきます。

そのために、家庭や地域など町をあげて、ともに学び合い、支え合う教育風土を醸成し、自己成長の原点であるふるさと時津を愛し、ふるさと時津の発展を志向する人材や創造力・国際性を備えた人材を育みます。そして、自ら直面する困難な課題に対して、主体性を持ってたくましく切り拓いていく人材を育成し、「誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ」の実現を目指します。

II 基本目標

① 子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。

変化の激しい予測困難な未来社会を切り拓き、生き抜くために、主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな体をバランスよく育むとともに、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて一人一人の多様な才能や能力を生かす教育を推進します。また、多様な価値観を持つ人々と信頼関係を築き、世界で活躍する人材や社会の形成に主体的に参画する人材を育成するため、理解し合い協働する姿勢やコミュニケーション能力の向上を目指します。

子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、ふるさと時津への愛着と誇りを涵養します。併せて、人権意識を醸成し、差別や偏見のない社会を創造するため、平和の大切さを広め、国際交流や異文化を理解するための取組を行います。

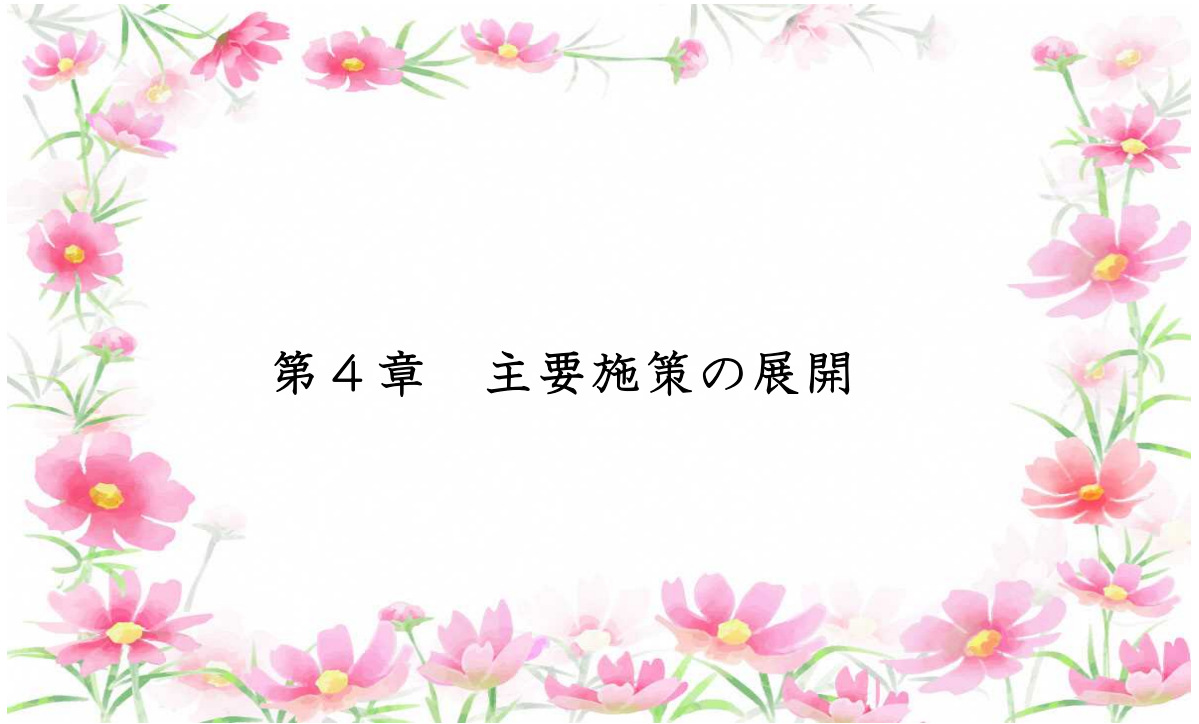
② 学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。

学校をはじめ、家庭、地域、団体、事業所等、様々な主体との交流は、子どもの豊かな経験につながります。関係団体や機関が子どもの育ちを支えるために、何かできるかを考え、実践することが重要です。10年後20年後の未来を担う子供たちが豊かな創造力を持ち、主体的に行動できるようになるために、今大人は何をすべきかを考え、実践しながら、子どもとともに大人自身も成長する町を目指していきます。また、家庭での教育を支えるために、保護者の学びの機会を充実させるとともに、家庭教育支援の輪が地域に広がるように取り組みます。

一人一人のニーズにあった教育を推進し、誰一人取り残さない学びの保障に努めるとともに、誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備します。いじめの防止についても、町、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない。」という意識の下、いじめ根絶に取り組みます。

③ 誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、活躍できる生涯学習社会の実現を推進します。

子どもから高齢者まで一人一人が自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通じて地域への愛着を育み、家庭や地域とともに支え合い、つながりあう地域社会の実現に向けた取組を推進します。また、町民のスポーツ・文化・芸術への関心を高め、スポーツを通じた地域間の交流や活性化に努めるなど、スポーツ・レクリエーションの機会の充実や指導者及び団体の育成・支援をおこなうとともに、歴史文化財の保護や地域文化の振興に取り組みます。



第4章 主要施策の展開

第4章 主要施策の展開

I 主体的に未来を切り拓く基礎を培う学校教育の推進

1. 確かな学力⁴の向上

【これまでの取組の成果】

全国学力学習状況調査⁵、県学力調査、町学力調査（平成30年度からCRT⁶）を学力定着の検証軸として実施及び結果分析をしてきました。結果分析をしたことについては校長会や教頭会、学力向上委員会で情報を共有し、さらなる改善策について協議してきました。

平成31年度からは、「リーディングスキルテスト⁷」を活用した読解力向上の研究を町全体で推進しています。結果から町共通の課題を認識し、項目を絞り込んだ課題改善に取り組んでいます。

年間3回の学力向上委員会を開催しています。そこでは、町の学力向上プラン（検証改善サイクル）を周知したり、各学校の学力向上プランについて情報共有したりするとともに令和7年度に「進んで学ぶ時津っ子」を改訂し、その活用状況を学力向上委員会にて報告することで、「学びの環境づくり」強化にも努めています。

全ての町立小中学校に研究指定を行い、3年に1回本発表を義務付けています。3年間の間に、教育委員会指導主事の指導助言や県教育センター出前講座などを活用して指導力向上につなげています。

児童生徒の英語力向上に向けて、ALT⁸の積極的活用に取り組んでいます。本町はJET⁹から2名と町雇用で2名の外国人に加え、地域人材からの協力を得て、時

⁴ 基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた学力のこと。

⁵ 文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ることを目的に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する学力テスト。

⁶ Criterion-Referenced Test の略。目標標準拠評価。授業などで設定した目標がどのくらい達成できたかを知るテスト。目標と比較して自分の到達度を測る。本町では東京書籍版を採用している。

⁷ リーディングスキル（RS）は、すべての子供が教科書を正しく読み、理解できる力。リーディングスキルテスト（RST）は、教育のための科学研究所が提唱している読解力向上テストで、読解力を6つの分野から測定するもの。時津町は平成31年度から令和2年度まで長崎県の研究指定を受けて、リーディングスキルテストの結果をもとに読解力向上に向けた取組をしている。

⁸ Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。

⁹ The Japan Exchange and Teaching Program の略で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に実施している。JETプログラムは主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的としている。

津東小学校に1名の方が外国語教育に携わっています。日々の授業における生きた英語教育の支援のみならず、時津町と包括的連携協定を結んでいる長崎外語大学の留学生を町立小中学校に招いて交流・コミュニケーションの場を設けたり、イングリッシュデイキャンプや公民館講座にて、ALTと英語のみで交流する時間を設定してきました。

【現状と課題】

まず、令和7年度県学力調査の結果としては町立小中学校ともに該当教科においてすべて県平均を上回っています。

令和7年度の実態として、全国学力学習状況調査の結果では、小学校において「国語科で3.2%、算数科で2%」全国平均を上回っています。

中学校においては「国語科0.7%、数学科0.7%」全国平均を上回っています。令和5年度に実施された、3年に1度実施される英語の調査では、全国平均を下回っています。英語教育実施状況調査におけるCEFR¹⁰A1レベル（英検3級）相当以上を達成した中学3年生の割合は、53.8%でした。

全国学力学習状況調査及び、令和6年度CRT標準学力調査の結果から、小中連携を意識した取組を考える必要があることや根拠を基にして表現する力とあわせて、学びに向かう力に課題が見られました。子どもと教師の学びは相似形であることから、子どもに限ったことではなく、教師自身の学び方も問われているという課題も浮き彫りになりました。

このような点を改善するために、町及び各学校で課題を明確にした学力向上プランを作成し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の考え方を盛り込んだ授業改善に取り組むことが求められます。

【基本方針】

変化の激しい社会にあっても、豊かな人生の基盤を築き、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着とその向上を目指します。

また、すべての児童生徒に「1人1台端末」を整備し、デジタル教科書、ICT端末

¹⁰ Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠）の略、外国語の熟達度を同一の基準で判断するための国際的な基準で、児童生徒の英語力評価の指標として用いられている。文部科学省は、中学生でCEFR A1レベル、高校生でCEFR A2レベル相当を目標に掲げ、英語教育の実施状況を調査している。

等を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力や情報活用能力の向上に努めます。

【主な取組】

- (1) 学力検査による児童生徒の学力の検証及び対策
 - ① 学力調査分析結果の町内共有と課題の明確化及び対策
 - ② 学力調査の各校の分析結果と対策の共有
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ① 個人研究による教職員の意識改革
 - ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) 町立小中学校の研究指定と指導主事による指導体制の充実
 - ① 町指定の研究発表会開催による各校研究の認知・活用
 - ② 各校校内研等での指導主事の派遣
- (4) 学力向上委員会の活性化による各学校の課題意識の高揚
 - ① 年間3回の学力向上委員会による情報共有と授業改善
- (5) リーディングスキルを意識した授業改善
 - ① リーディングスキルについてオンデマンド配信による研修の実施
- (6) 町版学習の手引き「進んで学ぶ時津っ子」の作成による学校・家庭の連携した学習への取組の啓発
 - ① 「進んで学ぶ時津っ子」の活用状況調査及び共有
 - ② 「進んで学ぶ時津っ子」活用方法の協議
- (7) 外国語教育・国際理解の推進
 - ① オンライン英会話によるコミュニケーション力向上
 - ② 英語教育研修会の充実と指導主事等による授業訪問支援
 - ③ 一人一台端末、デジタル教科書などのICT¹¹を活用した外国語教育の充実
 - ④ ALT、地域人材、小学校英語専科教員の活用
 - ⑤ 長崎外国語大学との包括的連携を活用した外国語教育の充実
- (8) 教育の情報化推進
 - ① 「1人1台端末」の整備と活用（校内・家庭）
 - ② 「1人1台端末」の利活用に向けた教員の指導力向上
 - ③ 児童生徒の情報活用能力の育成

¹¹ Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。

④ 情報機器を活用した働き方改革の推進及び校務支援システム¹²等による校務の効率化

(9) ふるさと教育の推進

① 小学校社会科副読本「わたしたちの時津」の作成と活用

② キャリア教育の充実（社会教育事業との連携）

(10) 課外における指導時間の活用

① 夏休み等を活用した補充指導

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
全国学力学習状況調査で全国平均を上回る領域数※ 小学校6年生【国語科、算数科】 中学校3年生【国語科、数学科】	4/4領域	4/4領域
全国学力学習状況調査「課題に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」 小学校6年生 中学校3年生	79.4% 78.1%	80.0% 80.0%
中学校3年生【英語科】R5年度時点 CEFRA1（英検3級）相当以上該当者	0/1領域 53.8%	1/1領域R11年度時点 60%
家庭学習時間の取組※ 小学校5年生 1時間未満の割合 中学校2年生 2時間未満の割合	49.2% 67.1%	30% 40%
ICTを活用した授業をできる教員の割合（目標には「1人1台端末」を活用した授業を含む）	80%	100%

※ 指標における学力に関するデータは、全国学力学習状況調査（毎年4月に実施）によるデータ、家庭学習時間のデータは、毎年12月～1月に行われるCRT標準学力調査のデータによる。それぞれの調査時期が年度をまたがり学年が1学年ずれるが、同一集団を比較するため異なる調査データを使用している。

¹² 学校で教員が行わなければならない、指導要録作成や出席管理等の学籍事務、健康管理などの保健関係事務、成績処理や通知表作成などの教務関連事務等について、教員の負担を軽減し、子どもに向き合う時間を確保して指導の充実を図り教育の質を向上させ、児童生徒の学力向上を図るために導入するシステム。

2. 豊かな心の育成

【これまでの取組の成果】

町立小中学校においては、豊かな心の育成の中核に道徳の授業を位置付け、小学校では、価値観の形成を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方を見つめさせる指導を行ってきました。中学校では、思春期の特質を考慮し、社会との関わりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を行ってきました。その中で、「時津っ子の心を見つめる教育週間」には、全ての町立小中学校において道徳の公開授業を行う等、家庭や地域との共通理解が深まってきました。また、被爆体験講話、地域のゲストティーチャーを招聘しての授業等の取組を行い、心の教育の充実を図っています。さらに、西彼地区初任者研修授業研修では、毎年度、道徳の研究授業を必ず実施し、教員の指導力向上に努めています。

読書活動の推進にあたっては、全ての町立小中学校に学校司書を配置し、時津図書館と連携を図りながら、司書教諭と学校司書の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

人権・平和教育の推進にあたっては、西海市西彼地区人権教育研究会と連携して西彼杵郡人権教育研究大会を実施したり、8月9日の「長崎原爆の日」における平和集会の実施や写真パネルの展示等を行ったりしています。

【現状と課題】

町立小中学校においては、日常的に児童生徒の「規律の遵守」、「学力の向上」、「自己有用感の育成」を進め、いじめ問題への取組の充実等を図っています。

しかしながら、規範意識の希薄化や、けじめのある生活・礼儀正しい言葉遣いなどの規律ある態度に欠ける行動があり、家庭・地域と連携しながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実など、豊かな心の育成が求められています。

また、読書は感性を磨き、表現力・創造力を高めるなど、人生をより豊かに送るために欠くことのできないものです。令和6年度における児童生徒の読書量は、1日30分以上読書する小学校6年生が17.9%（令和元年度と比較して22.9%減少）、中学校3年生が17.7%（同8.4%減少）となっており、読書離れが進んでいることから、本のおもしろさや活字から情報を得ることの素晴らしさを味わえるような読書指導を今後も推進していく必要があります。

【基本方針】

全ての町立小中学校において道徳の公開授業を実施し、地域と連携した道徳教育

を推進します。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や読書活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

- (1) 道徳性を養う心の教育の推進
 - ① 「時津っ子の心を見つめる教育週間」による道徳の授業公開
 - ② 「考え、議論する」道徳科の充実のため中央研修等への教職員の派遣・伝達の派遣・伝達講習の実施を通して指導の一層の充実
- (2) 子ども読書活動推進計画に沿った読書活動の推進
 - ① 学校司書や司書教諭の研修の充実
 - ② 学校図書館の整備・充実
- (3) 人権・平和教育の推進
 - ① 学校における人権教育の充実（LGBT等、多様性を認め、互いを尊重する児童生徒の育成）
 - ② 教職員の人権意識の向上のための各種研修会への参加
 - ③ 学校における「長崎原爆の日」を中心とした平和教育の充実
 - ④ 社会教育課などが進める人権教育・平和教育との連携

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
1日30分以上読書をする児童生徒の割合※ （小学校6年生）	17.9%	26.5%
（中学校3年生）	17.7%	26.5%

※ 読書量に関するデータは、調べによる。

3. 健やかな体の育成

【これまでの取組の成果】

健やかな体を育む健康教育の推進にあたって、町立小中学校においては、長崎県児童生徒体力・運動能力調査結果をもとに体力向上アクションプラン¹³を作成し、体力向上に取り組んできました。その中で、小学校では、体育の授業等で「ジャッ

¹³ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析から自校の課題と課題に対応した取組を明確にし、子どもの体力向上に向けて、学校全体で共通して実践していくための計画。

クナイフストレッチ¹⁴」や「体力づくり運動」を意図的に取り入れる等の取組の結果、運動に対する抵抗感が少なくなり、休み時間や放課後に体を動かす習慣が育っています。中学校では、授業導入時の補強運動において「動きを正確に行うこと」を意識した指導に努めたところ、体力・運動能力調査において多くの種目で令和5年度より良い結果が得られましたが、全国平均を上回るまでには至っておりません。

また、全ての町立小中学校において、小学校6年生及び中学校3年生を対象に薬物乱用防止教室を実施し、発達段階に応じた薬物乱用防止教育の充実を努めています。さらに、各学校において食育全体計画や年間指導計画を作成し、子どもたち一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、栄養教諭を中心に食育の推進に努めています。加えて、「進んで学ぶ時津っ子」、「食育だより」、「学校だより」、「保健だより」等を活用し、家庭への食育啓発を行っています。

【現状と課題】

子どもたちの運動能力は、各種調査（全国体力・運動能力・運動習慣等調査¹⁵）から近年、全国平均を下回る結果が出ており、全体で見ると、柔軟性に課題が見られます。

また、夜型生活の低年齢化、日常的な身体活動の不足等による生活習慣の乱れが見られます。児童生徒の健康課題は生活習慣と関係が深いことから、望ましい生活習慣を身につけさせるために健康教育の一層の充実が求められます。

【基本方針】

児童生徒の体力・運動能力調査結果を活用し、各学校の課題を捉えた体力向上アクションプランを作成し、実践することで、児童生徒の基礎的な体力の向上を図ります。

また、児童生徒が生涯にわたって健全な食生活ができるよう、学校の教育活動全体を通して食育の充実を図り、「進んで学ぶ時津っ子」の活用により、正しい生活習慣を身につけられるよう、家庭・地域と連携・協力した取組を推進します。

¹⁴ 太ももの後ろの筋肉の柔軟性を高める運動で、股関節の柔軟性向上につながる。

¹⁵ 文部科学省が全国的な子どもの体力の状況等について詳細な把握・分析を行うことを目的として、小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象に実施する調査。

【主な取組】

(1) 「楽しさ」を核とした体力づくりの充実

- ① 学校教育活動全体を通じた体力づくりの取組の周知・啓発
- ② 各種研修会への教職員の参加促進による指導力の向上

(2) 学校教育を通じた健康教育の推進

① 「進んで学ぶ時津っ子」の活用推進

スポーツ庁が行った「全国体力・運動能力・運動習慣等調査（2024）」によれば、生活習慣（睡眠時間・朝食の摂取・スクリーンタイムの時間（テレビ・ゲーム・スマホ等））と体力との関係については、関係性があるとされていることから、その重要性を認識してもらうために「進んで学ぶ時津っ子」による家庭での生活習慣の見直しと食育の充実に努める。

(3) 薬物乱用防止教育等の実施

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
児童生徒の体力・運動能力調査で全国平均を上回る項目数	18/34項目	27/34項目

4. 学習の機会均等の確保

【これまでの取組の成果】

各学校の特別支援教育の要である特別支援教育コーディネーター¹⁶ 対象の研修会を年間3回実施し特別支援教育の充実を図っています。また、教育支援員対象の研修会を実施し具体的な支援の在り方について研修を深めています。そして、学校教育相談員¹⁷が幼稚園・保育園等に出向き就学相談を行い、職員の資質向上と効果的な引継ぎにつなげています。さらには、学校経営指導員¹⁸が幼保小特別支援学校連携会議を開催して、各小学校区の連携の在り方について年間計画を立て実践につなげています。

¹⁶ 各学校における児童生徒への適切な支援のため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内や福祉・医療等の関係機関との連絡調整を担う者。

¹⁷ 特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育支援を図り、時津町の特別支援に関する相談指導業務を充実強化するため配置された者。

¹⁸ 学校の組織力向上による安定した学校運営の確保、円滑な学校経営の支援による学習環境の充実を図るため配置された者。

平成31年度から時津東小学校に配置された指導教諭¹⁹を町内の各学校に派遣し、具体的な支援について指導助言をしています。さらには、令和6年度から全ての町立小中学校に心の教室相談員を配置し、悩み、不安又はストレスを抱える児童生徒に対し、支援や相談を行ったり、スクールソーシャルワーカー²⁰やスクールカウンセラー²¹が児童生徒や保護者と相談をし、担任等に情報提供や助言をしたりすることによって課題解決につなげています。

【現状と課題】

本町においては、全ての町立小中学校に特別支援学級²²を設置しています。さらに、通常学級に籍を置きながら、特別な支援を要する場面においてのみ通常学級と異なる指導を受けるための通級指導教室も全ての町立小中学校に設置しています。近年、特別な教育的支援や配慮を要する子どもの数が全国的に年々増えており、本町においても同様の傾向にあるため、今後も状況に応じた細やかな相談対応・校内体制の充実による学習機会の確保を行う必要があります。

本町の不登校児童生徒の割合は、町立小中学校ともに全国平均より若干低い割合となっているものの、年々増加傾向にあり、不登校の主な理由は、小学校では「不安、抑うつ」、中学校では「生活リズムの乱れ、あそび、非行」となっています。

また、いじめの問題について、本町では、「いじめ防止対策推進法」、「長崎県いじめ防止基本方針」を参酌して、「時津町いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめが発生しないよう未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見・対処することにより、解消に向けて指導に努めています。

さらに、幼稚園・保育園・小学校（幼保小）との連携を行うことで、子どもにとって段差のない豊かな学びへつなげるようにしていくことが求められています。そのためにも、時津町幼保小特別支援学校連携会議で、5歳児から1年生までの「時津町架け橋期のカリキュラム」²³を基に各小学校区で「架け橋期カリキュラム」を

¹⁹ 指導教諭は、所属する学校の児童生徒の実態等を踏まえ、他の教諭等に対して教育指導に関する指導、助言を行う職。

²⁰ 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

²¹ いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

²² 障害の比較的軽い児童生徒のために、小中学校に障害の種別ごとに設置される少人数の学級。弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

²³ 子供の成長を切れ目なく支える観点から、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を一体的にとらえたカリキュラムのこと。

作成・実践することについて協力を求めていく必要があります。

【基本方針】

現在の施策を継続するとともに、特別な教育的支援や配慮を要する児童生徒の就学について、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を行います。また、「心の教室相談員²⁴」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」との連携等を通して、継続的な相談体制の充実を図ります。さらに、研修の充実等により教職員の専門性を高め、教育内容・指導方法の充実に取り組み、一人ひとりの教育的ニーズや課題に応じた適切な指導と必要な支援を図ります。「架け橋期のカリキュラム」については、町のカリキュラムとの整合性を図りつつ、各小学校区で作成・実践していきます。

【主な取組】

(1) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育コーディネーター研修会の実施
- ② 通級指導教室担当者会、教育支援員研修会の実施
- ③ 教育支援員研修会の実施
- ④ 幼保小特別支援学校連携会議の実施

(2) 不登校対策に係る教職員の意識啓発と対応力向上

- ① 不登校対策研修会の実施
- ② 管理職研修会における指導
- ③ 生活アンケートおよび健康観察・教育相談アンケートの実施（学期1回）

(3) いじめ防止基本方針の運用

- ① 学校いじめ防止基本方針の運用
- ② いじめ問題等連携会議の開催
- ③ カウンセリング研修への教職員、指導教諭の派遣
- ④ 生活アンケート及び健康観察・教育相談アンケートの実施（学期1回）

(4) 教育相談体制の充実

- ① 心の教室²⁵や心の教室相談員による、子どもたちの「無気力や不安」などの相談や話し相手、その他学校の教育活動の支援の充実

²⁴ 悩み、不安又はストレスを抱える生徒に対し、支援や介助を行うため配置された相談員。

²⁵ 何らかの理由によって、教室に入ることができていない子どもたちの安らぎを感じられる居場所の一つとして校内に設置された施設。校内教育支援センター。

② 指導教諭の活用

指導教諭が行う児童生徒の行動観察や他の教諭等の授業観察を通じた指導助言、自らの公開授業の実施等を通じて、教諭等の資質や能力を向上させることにより教育指導体制を充実

(5) 教育支援センターの運用

- ① 教育支援センター「ひだまり」²⁶と連携した適応指導
- ② 登校が不安定な児童生徒の保護者による悩み等の共有を図る懇談会@café（あったカフェ）の実施

(6) ICT機器の利用及びフリースクールとの連携による学習機会の確保

- ① ICT機器を利用したリモートによる学習の研究と実施
- ② フリースクール等民間施設への訪問、連絡等による連携の強化

(7) 相談電話設置の周知と利用者数の向上

- ① 教育総務課内にフリーコールによる相談電話の設置及び相談受付
- ② 相談電話の認知度の向上

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
不登校児童 ²⁷ の割合（小学校）	1.7%	1.5%
不登校生徒 ²⁷ の割合（中学校）	6.3%	6.0%

5. 安全・安心な学校づくりの推進

【これまでの取組の成果】

学校安全計画は全ての町立小中学校で策定済みであり、随時見直しを行っています。各学校では、「危機管理マニュアル」に基づいた安全対策（避難訓練、不審者対応、集団下校等）を行い、消防署、警察署や交通安全協会による講話等を実施しています。また、「時津町交通安全プログラム」に基づき、長崎振興局、警察署、

²⁶ 何らかの理由によって、学校に通うことができている子どもたちの安らぎを感じられる居場所の一つとして町内に設置された施設。子どもたちが、学習活動や体験活動などを通じて社会生活に適應できる力を身につけ、徐々に学校へ戻れるようになることを目的とする。

²⁷ 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

都市整備課、総務課、教育総務課、町内小中学校で組織される「通学路安全対策推進協議会」により通学路の安全点検を行っています。併せて、本協議会において、都市整備課から点検の結果に基づくその後の対応状況、今後の予定等について説明を受け、児童生徒の安全に寄与する様々な対策案や実施時期等を検討し、実施可能な個所から随時改善してきました。その結果、児童生徒の交通事故については、軽微な事故のみで人命にかかわるような事故は起こっていません。

小学校においては、定期的に集団下校を実施するとともに、台風接近時などにも集団下校を実施しています。加えて、地域住民による登下校時の児童生徒の見守り活動が行われています。さらに、春・夏・秋・冬の交通安全期間に、教育委員会職員による登下校時の児童生徒の安全確認と通学路の安全点検を行っています。

【現状と課題】

児童生徒の安全・安心な環境の確保は、すべての教育環境の最も基本的な要素です。子どもたちが安全に、安心して学校生活を送るため、各学校では危機管理マニュアルや学校安全計画を策定し、定期的な安全点検や各種の訓練等を通して、安全対策が図られています。

一方で、学校管理下のけがや児童生徒が登下校時に不審者に遭う事案、自転車による交通事故の発生等があり、日常的な安全点検・安全指導を継続・徹底する必要があります。

【基本方針】

児童生徒の安全の確保は、全てのことに優先して取り組むべき課題であるという認識に立ち、学校における取組に加えて、保護者・地域・関係団体との連携による定期的な通学路の安全点検を実施する等、安全の確保に努めます。

また、今後も災害等に対応するため、防災訓練や避難訓練²⁸を継続していきます。

【主な取組】

(1) 学校安全計画、危険等発生時対処要領の整備・充実

① 学校危機管理マニュアルの随時見直し・点検

(2) 各種危機を想定した防災訓練・避難訓練の実施

²⁸ 児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施される活動。

(3) 通学路の安全確保・登下校時の安全教育の推進

- ① 関係課・学校・関係団体等との連携による定期的な通学路の安全点検の実施
(年に1回)
- ② 定期的な集団下校等の実施
- ③ 保護者・地域との連携によるパトロール
- ④ 教育委員会による登下校時の通学路の安全点検の実施

(4) 管理職及び各校担当者を対象とした学校安全研修会の実施

【目指す成果指標】

指 標	基 準(現状) (令和6年度)	目 標 (令和12年度)
町立小中学校の登下校中における交通事故発生件数	3件	0件

6. 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

【これまでの取組の成果】

平成30年度から時津北小学校、令和3年度から鳴北中学校、令和6年度から鳴鼓小学校、令和7年度から時津小学校が、コミュニティ・スクール²⁹に移行し、学校運営協議会を開催、協働しながら地域とともにある学校づくりを進めています。その他の学校では学校評議員³⁰に対して自校の取組報告を行って意見交換をしています。また、各種会合における熟議や意見交換を通して、学校の諸課題の解決に向けた具体的な取組が実施されています。

各学校は学校便りやホームページ等を通じて自校の取組を広く紹介しています。また、パスワード等を設定して、合唱コンクールの様子などを自校の保護者のみが閲覧可能になるようにして情報公開をしています。

【現状と課題】

学校においては、児童生徒の状況に即応できる学校運営や家庭・地域に信頼される学校づくりが求められています。

²⁹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。

³⁰ 学校教育法施行規則第49条により設置することができる制度で、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるもの。

また、学校に関する情報を学校便りやホームページ等により、積極的に公開するとともに、保護者・地域住民の意向を学校運営に反映させ、地域の教育力を学校に取り入れる等、保護者や地域の信頼に応えつつ、3者が協働し児童生徒の成長を支えていくことが必要です。

【基本方針】

今「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている中、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校や地域との行事等における交流に加えて、学校の情報をわかりやすく公開するとともに、学校評価を学校運営の改善に生かし、学校・家庭・地域の連携協働した教育活動を充実させ、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

【主な取組】

- (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実・拡大
 - ① 学校や地域が抱える課題解決に向けた熟議と学校・地域が一体となった協働活動の推進
 - ② 新規導入校への指導及び支援
- (2) 学校支援会議の充実
- (3) 学校評価の充実
 - ① 学校評議員による意見具申
 - ② 各学校の評価結果等を通じた状況把握と各学校に対する学校改善支援や条件整備等の推進
- (4) 学校便りやホームページを活用した学校の情報公開（学校経営方針・学校教育活動の状況・学校評価結果）

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
コミュニティ・スクールの拡大	3校	6校

II 学びを支える質の高い教育環境の充実

1. 教職員の資質向上

【これまでの取組の成果】

長与町と協力して、西彼地区の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修（中堅研）を実施しています。初任者研修では、座学のみならず、体験研修を取り入れながら、教師として社会人としての幅広い知見が身に付くような研修を実施してきました。中堅研では、これまでのキャリアに応じた研修を行うとともに、これから学校をけん引する者としての意識を高めるような研修も行っています。いずれの研修においても、研究授業や模擬授業を行い、授業力の向上にも取り組んでいます。

中央研修と県教育センター研修の推薦者を計画的に決定し、研修後には町内の研修会にて研修報告を設定することで町内全体に研修成果を広げています。

他にも、その経験年数に応じた研修を積極的に受講するよう働きかけ、資質向上に努めています。また、経験年数に関わらず、不祥事根絶に向けた研修は、学校の内外を問わず、事あるごとに実施し、全教職員の意識高揚を図っています。

【現状と課題】

グローバル化や社会状況の急激な変化に対応し、学校教育の充実を図るためには、児童生徒を教え育てる教職員の資質向上が重要な課題です。また、近年、働き方改革を踏まえ学校や教師の役割を捉えなおす必要性が出ています。学校運営を円滑に進めていくためにも各種研修等を活用し、一人一人の教職員が教育観を洗練させ、確かな学力を身につけさせる実践的指導力やいじめや不登校への対応、Society5.0時代を生きる児童生徒にふさわしい力を身につけるべく、高度な指導力が必要になっています。

また、教職員による不祥事が増加している状況を受け、倫理向上を図る対応策も必要になっています。

【基本方針】

初任者研修をはじめとした経年研修を計画的に実施し、教職員としてのキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、種々の教育課題に応じた町指定研究などを通じた研修を行い、対応策を充実させるとともに、各学校の課題に応じた校内研修を支援します。

【主な取組】

- (1) 校内研修の充実
 - ① 町立小中学校の町指定研究と研究費助成
- (2) 指導主事による各学校年2回以上の学校支援訪問
- (3) 指導主事各種研修会の充実
 - ① 町内校長会
 - ② 町内副校長・教頭会
 - ③ 初任者研修（西彼地区実施運営委員会主催）
 - ④ 若手教職員研修
 - ⑤ 中堅教諭等資質向上研修（西彼地区実施運営委員会主催）
 - ⑥ 15年経過研修
 - ⑦ 経年研修の中で教育の情報化研修を実施
 - ⑧ 教育の情報化推進研修会（教育委員会主催）
 - ⑨ 教育講演会（教育委員会主催）
- (4) 中央研修等への積極的な教職員の派遣
- (5) 校務支援システムの導入など情報機器活用等を推進し働き方改革による校務の効率化と研修参加に必要な時間の確保
- (6) 人事評価制度の運用
- (7) 服務規律の確保・不祥事根絶対策の継続と充実
 - ① 各学校における服務規律委員会³¹の組織と代表者による研修会

2. 学びのセーフティネットの推進

【これまでの取組の成果】

幼児教育に係る教育費負担軽減としては、国の幼児教育無償化に伴う施設等利用費の給付事業を実施し、令和6年度において137名に対する給付を行っています。

小中学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、要保護・準要保護世帯などに対する就学援助や特別支援教育就学奨励費の給付を実施してきました。令和6年度においては、要保護15名、準要保護285名に対する就学援助及び特別教育就学奨励費では83名に給付を行っています。

また、平成28年度に経済的な理由により高等学校、大学等への修学が困難な方に対する奨学資金貸付制度を開始し、令和6年度までに10名に対して貸し付けを

³¹ 教職員による不祥事を防止するための各学校で行われる会議。職場での不祥事防止対策を教職員一人ひとりが自らの問題として受け止めるとともに、自らを律するための校内（所属内）研修を実施する。

行っています。

【現状と課題】

家庭の教育費負担は大きく、家庭の経済状況による教育格差の解消の必要性が指摘されており、教育にかかる経費負担を軽減し、経済的理由により修学の機会が失われないよう、子どもたちが安心して学べる取組が求められています。

【基本方針】

教育の機会均等に向け、子どもたちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、将来に夢や希望を持ち頑張ることができるよう、引き続き就学援助や奨学資金貸付等の学びのセーフティネットの充実を図ります。

【主な取組】

- (1) 幼稚園施設等利用費の給付事業
- (2) 要保護・準要保護児童生徒就学援助
- (3) 特別支援教育就学奨励費給付
- (4) 高等学校、大学等進学者に対する奨学金の貸付

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力向上の推進

1. 家庭教育支援の推進

【これまでの取組の成果】

家庭教育力を高めるために、乳幼児からの「のびのび・すくすく倶楽部³²」事業や幼稚園・小学生・中学生の保護者等を対象とした家庭教育講座・研修会及び「エンジョイパパ・ママ³³」事業が4地区で開催され、地域での家庭教育事業を展開し定着をみせてきました。

また、「ながさきファミリープログラム³⁴」を活用した家庭教育支援を実施し、保護者が抱える家庭での子育て問題解決への一助をなしています。

【現状と課題】

「のびのび・すくすく倶楽部」については、定着をみせているものの少子化や共働き家庭の増加などによる参加者の減少が見られます。また、「エンジョイパパ・ママ」事業についても、地区や事業内容によって参加者が減少するなど、参加状況に差が生じています。このような状況を踏まえ、カリキュラムの見直しを行い、事業の推進を図る必要があります。

「ながさきファミリープログラム」の活用については、周知不足や実施体制の整備が不十分であったことから、年数回の実施にとどまっています。PTAを中心に体験の場を増やすことで、「ながさきファミリープログラム」の利用促進を図っていく必要があります。

【基本方針】

地域の子どもは地域で育てるという考えに立ち、地域と連携しながら家庭の教育力向上を図るため、「エンジョイパパ・ママ」事業の見直しを行います。

また、「ながさきファミリープログラム」や「長崎県メディア安全指導員」を活用した講座を実施するほか、PTAとの連携や支援を行いながら、家庭教育に対する保護者の理解促進と家庭教育支援を行います。

³² 育児中の親が、子どもと共に様々な活動を体験しながら親同士の交流を深め、子育ての楽しみと大切さを実感し、親として互いに成長することを目的とした講座。

³³ 地域が主体となって、地域の方々との交流を図りながら若いお父さん・お母さんが楽しく子育てを学ぶ学習会。

³⁴ 長崎県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支え合う関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

【主な取組】

(1) 家庭教育支援の充実

- ① 「エンジョイパパ・ママ」事業の実施
- ② 「ながさきファミリープログラム」の活用

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
「エンジョイパパ・ママ」事業の実施及び参加者数（延べ）	4地区 316人	5地区 350人
「ながさきファミリープログラム」等を活用した家庭教育講座の実施	2回	12回

2. 青少年健全育成の充実

【これまでの取組の成果】

青少年健全育成町民会議と協力し、「子ほめ事業」の促進、「子ども110番の家」設置の促進、「通学合宿」の支援に努めてきており、町内での青少年に関わる大きな事件・事故は発生していません。

このほか、子どもの居場所づくり事業は、平成17年から食育をテーマとした「いただきますクッキング教室」から始まり、平成28年度からは「寺子屋とぎつ塾」を開始し、さらに令和元年度からは「時津小学校放課後子ども教室」を実施しています。

【現状と課題】

全国的には、青少年を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、スマートフォンやSNSの普及によりネット依存や誹謗中傷のほか、犯罪被害に巻き込まれるケースも増加しています。このように、多様化・複雑化している諸問題に対し、町立小中学校PTAを始め、学校・家庭・地域が連携して、青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進していく必要があります。

また、少子化や地域のつながりの希薄化により、家庭や学校以外で子どもが安心して過ごせる居場所が減っています。こうした課題に対応するため、多様な形の「子どもの居場所づくり」事業が求められています。

【基本方針】

青少年健全育成町民会議や子ども育成会連絡協議会など、関係団体と連携協力して青少年の健全育成に取り組んでいきます。

また、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、地域住民や学校と協働し、地域子ども教室の実施・充実を積極的に支援し、子どもの居場所づくりを推進します。

【主な取組】

(1) 青少年健全育成町民会議及び子ども育成会連絡協議会への活動支援

- ① 子ほめ事業
- ② 子ども110番の家の見直しと増設
- ③ 通学合宿
- ④ 青少年関係団体組織体制の改編

(2) 子どもの居場所づくり事業の充実

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
子どもの居場所づくり事業実施数	3事業	5事業

IV 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進

1. 生涯学習活動の推進

【これまでの取組の成果】

五つのしおり運動の推進においては、豊かな郷土を築くための道しるべとして、あらゆる機会を通じて町民への啓発活動を実践しました。

また、二十歳を迎える青年と協働して「二十歳のつどい」を運営するとともに、「生涯学習を考えるつどい」はテーマを明確に定めて開催するなど、社会参加や生涯学習活動推進の機会づくりを図っています。

時津公民館をはじめとした社会教育施設や、地域の自治公民館においては自主グループによる生涯学習活動が継続的に行われてきました。

町民への学習機会の提供と継続的な学習意欲の向上を図り、ひいては自主グループの育成のため、各施設では講座を前期・後期に分けて年に2回開催するとともに、夏休み期間中には夏休み子どもチャレンジ教室を開催しています。

また、利用者ニーズに対応し、長く生涯学習活動の拠点として利用できるよう時津公民館やコスモス会館を改修するなど、社会教育施設整備を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、令和7年度からすべての社会体育施設において公共施設予約システムを導入しました。

また、継続的な人権教育の推進を図るため、時津町と長与町の2町合同で西彼杵郡人権教育研究大会を実施し、社会を取り巻く人権課題に対する学習機会を提供しています。

【現状と課題】

五つのしおり運動を町民運動として実践していくために、家庭や地域での取組をさらに進めていく必要があります。

地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するため、自主グループの発足を促していますが、インターネットの普及や生活環境の変化に伴う価値観の多様化により、これまで行ってきた趣味・教養講座の内容及び募集方法だけでは受講者が定員に達せず、自主グループの発足に繋がりにくい状況もあります。また、全体的に高齢化が進んでおり、活動を停止する団体が年々増加しています。

また、個人と社会全体のより良い未来のために、人権教育は今後も継続して実施していく必要があります。

【基本方針】

豊かな郷土を築くための道しるべである「五つのしおり」を推進します。幼児から高齢者にいたるまで、「学ぶ」活動をとおして、生涯学習活動の機会づくりを図ります。

人権が大切にされ、守られるような社会をつくることをめざして、人権教育を推進します。

【主な取組】

- (1) 五つのしおり運動の啓発
- (2) 講座内容の充実と自主グループの育成
- (3) 自治会及び自治公民館などの地域組織による生涯学習活動の支援
- (4) 社会参加や生涯学習活動推進の機会づくり
- (5) 人権教育の研究大会の開催

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
五つのしおりを実践している割合	68.7%	90.0%
4館（時津公民館、コスモス会館、東部・北部コミュニティセンター）の定期使用団体の育成	146団体	200団体

2. 読書活動の推進

【これまでの取組の成果】

令和6年度に第四次時津町子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）を策定し、子どもが読書の楽しさを知り、自ら読書に取り組む習慣を身につけられるよう、様々な取組を進めています。

「家読（うちどく）」³⁵の推進を通じて、家庭における読書活動の意義や重要性について保護者への啓発を図り、理解を深めました。

また、時津図書館では、乳幼児や小学生を対象として多様なイベントを実施し、

³⁵ 家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

子どもたちが図書館に親しみ、本に興味を持つきっかけを提供しています。さらに、インターネットを活用した各種サービスの提供や、他施設での受取、県立図書館との連携を通じて、住民の読書活動の充実を支援しています。

【現状と課題】

時津図書館の貸出冊数は、平成31年度以降減少傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響により、来館者数や利用状況に変化がみられました。

一方で、家庭における読書活動については、「1週間に1回以上家族で本を読む」小中学生は増加しており、「家読」の広がりが見えてきました。

住民一人ひとりが豊かな読書活動を継続できるよう、時津図書館の利用促進を図るとともに、学校・家庭・地域等と連携した読書環境のさらなる整備が必要となります。

【基本方針】

「第四次時津町子ども読書活動推進計画」に基づく家庭における子ども読書活動の推進を図るため、家読（うちどく）の普及、啓発に努めます。

図書館司書、学校司書の資質向上を図るとともに、図書ボランティア³⁷の育成と支援に努めます。

【主な取組】

- (1) 時津図書館を拠点とした読書活動の推進
- (2) 「家読」の啓発
- (3) 図書ボランティア³⁶の育成と支援

【目指す成果指標】

指 標		基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
1週間に1回以上家族と一緒に本を読む子どもの割合	小学生	38.0%	45.0%
	中学生	8.0%	15.0%
乳幼児に対し読み聞かせをしている家庭の割合		72.4%	82%

³⁶ 学校・図書館・地域などにおいて、読み聞かせや書架整理など、読書活動の支援を行うボランティア。

V 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進

1. スポーツ・レクリエーション活動の推進

【これまでの取組の成果】

海洋センターでは令和5年度からフィットネスインストラクターを定期的に配置して、トレーニングマシン利用者の利便性の向上を図るとともに、高齢者のトレーニングマシンの利用促進及び健康増進を推進してきました。

また、海洋センター施設について、新紙幣対応の券売機への更新、フィットネスルームの空調設備の設置等、利用者の利便性を図るとともに艇庫は機能向上と多目的に活用できる艇庫へ改装して、海洋性スポーツの普及促進を図りました。

なお、令和7年度からすべての社会体育施設において公共施設予約システムを導入し、施設利用者がインターネットから施設予約できるようになり、利用者の利便性向上を図りました。

【現状と課題】

本町では、少年スポーツ団体をはじめとして多くのスポーツ団体が活発に活動していますが、成人の団体については参加者が固定化しつつあり、更に多くの住民が活動に参加する創意工夫が必要と思われます。

さらに、高齢化する社会の中で、高齢者の健康寿命を伸ばすことを目的とした健康づくり事業の推進が重要となっています。

海洋クラブにおいては、これまでの少年に加えて、成人の会員を増やし、活性化を図りましたが、今後も会員数を維持していく必要があります。

すべての中学校運動部活動の土日の活動を、令和7年度末までに地域移行を進めていますが、令和8年度以降は、受皿の団体、保護者、スポーツ協会、外部指導者、学校等とさらに連携を図り、様々な課題をクリアしながら平日における地域展開を進めていく必要があります。

【基本方針】

「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりをすすめ、生涯スポーツを通じて、いつまでも健康で活力のある生活を推進します。

また、幼少期における運動遊びに親しむ環境づくりや、児童期少年期における体力向上及び競技力向上の基礎づくりを推進し、生涯にわたって運動に親しむきっかけづくりを行います。

スポーツ協会等を中心として競技団体・指導者及び競技者の育成を図り、競技スポーツを推進します。

ピククルボールやボッチャなどの新たなスポーツを取り入れ、またeスポーツの試行についても検討していきます。

スポーツを通じた市民の元気とまちの活力を創出するために、コミュニティ活動の一環となる各種イベントを開催します。

また、部活動の地域移行については、教育委員会が関係者・関係団体と連携しながら、平日における地域展開に取り組みます。地域展開では学校の施設や先生、指導員も含めた地域全体の力で生徒の活動を支えます。

【主な取組】

- (1) 地域に密着したスポーツ活動への支援
- (2) ライフステージに応じた各種健康スポーツ教室・事業の開催
- (3) 競技団体・指導者及び競技者の育成
- (4) スポーツイベントの開催
- (5) 中学校運動部活動の平日における地域展開に向けた取組

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和 6 年度）	目 標 （令和 12 年度）
（1）地域に密着したスポーツ活動の支援		
スポーツ団体会員数（少年）	628 人	630 人
スポーツ団体会員数（一般・事業所）	1,871 人	1,900 人
スポーツ団体会員数（自治公民館）	330 人	350 人
総合型地域スポーツクラブ ³⁷ と協働した事業の開催回数	—	2回

³⁷ 学校や社会体育施設等を拠点として、子どもから高齢者まで、地域住民の誰もが、気軽に複数のスポーツに親しむことができる多種目・多世代型のスポーツクラブ。

2. 歴史・文化財の保存・継承

【これまでの取組の成果】

本町の歴史・文化財の保存に関しては、史跡看板の補修及び修正箇所の見直しがどれほどあるかを確認し、文化財保護審議会で審議を行いながら是正しました。カナリーホール内の民俗資料館事業で古写真展を開催する等時津町の歴史を紹介しています。茶屋（本陣）を学習スペース・一般公開として町民へ広く開放し活用を図っています。

伝統の継承については、ペーロン大会の見直しを行い、あわせてペーロン船格納庫を新設しペーロン競漕の継承に努めてきました。

町民体育祭において、郷土芸能の披露を行うなど、地域に根付く郷土芸能の継承を図ってきました。

【現状と課題】

史跡看板の補修及び修正箇所の見直しについては、引き続き行っていく必要となっています。また、茶屋（本陣）の保存活用に係る改修を実施し、さらなる利用拡大を図っていく必要があります。

町民体育祭のプログラム見直しにより郷土芸能の披露の場がなくなったため、披露の機会を設ける必要があります。

【基本方針】

史跡・文化資産の保存活用を図るため、デジタル技術の活用を研究します。また、茶屋（本陣）の活用を図り、茶屋（本陣）の周知と利用促進に努めます。

今後も郷土芸能披露の機会を提供する等、郷土芸能保存のための支援を行います。

【主な取組】

- (1) 文化財保護審議会における史跡・文化資産の保存活用審議
- (2) 茶屋（本陣）の活用促進

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
郷土芸能団体活動回数	11回	18回
茶屋（本陣）の利用者	3,260人	4,500人

3. 文化・芸術の振興

【これまでの取組の成果】

カナリーホールでの自主事業により芸術文化に親しむ機会を町民に提供し、特に小中学生を対象としたステージイン³⁸の取組を積極的に行い、芸術文化に親しむ機会を子どもたちは9年間体験できています。また、近年、幼稚園等への出前事業を行い、幼児たちが体験できる機会を増やしてきました。

一般の方を対象に、公民館、コミュニティセンター等で各種教室を実施し、文化面の自主グループの育成を行っていますが、これらのグループの発表の場として、文化週間にあわせて文化祭を開催し多くの愛好者が実践発表を行い、芸術・文化活動に親しんでいます。

【現状と課題】

カナリーホールでの自主事業では、公演によって集客に大きく差があり、町民が希望する鑑賞事業として公演の日程や内容を精査する必要があります。なお、カナリーステージインについてはこれまでどおりのワークショップを含んだ事業展開を行います。

文化活動は、文化協会の会員減少が著しいことから、文化サークルの育成を行い積極的に文化協会へ加入していくように、文化協会と協議しながら取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

子どもから高齢者に至る誰もが、いつでもどこでも芸術、文化に触れ親しむ機会を広く提供します。文化活動人口の拡大を図るため、時代に合った文化活動の提供を模索します。

【主な取組】

- (1) カナリーホールによる町民のニーズにあった芸術鑑賞事業の提供
- (2) 文化サークルの活性化と文化協会への支援

³⁸ 町立小中学校の全児童生徒を年に1回、小学校入学から中学校卒業までの9年間（計9回）ホールへ招待し、舞台芸術にふれてもらう催しのこと。子どもたちの成長段階に応じたステージを鑑賞してもらい、色々なことを感じ、生で舞台芸術を鑑賞する楽しみを知ってもらうことを目的とする。

【目指す成果指標】

指 標	基 準（現状） （令和6年度）	目 標 （令和12年度）
カナリーホール自主事業券売率	83.6%	84.0%

国の教育振興基本計画

◆第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)
 ○計画の期間 令和5年度～令和9年度
 ○5つの基本的な方針と教育政策の目標
 1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
 2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 3. 地域や家庭とともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 4. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
 5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話
 (1) 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
 (2) 豊かな心の育成
 (3) 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
 (4) グローバル社会における人材の育成
 (5) イノベーションを担う人材の育成
 (6) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
 (7) 多様なニーズへの対応と社会的包摂
 (8) 生涯学び、活躍できる環境整備
 (9) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
 (10) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
 (11) 教育DXの推進・デジタル人材の育成
 (12) 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
 (13) 経済状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
 (14) NPO・企業・地域団体等との連携・協働
 (15) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保
 (16) 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ
 ○計画に示されていること
 ・我が国の教育をめぐる現状・課題・展望
 ・今後の教育政策に関する基本的な方針
 ・今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方
 ・今後5年間の教育施策の目業と基本施策

◆教育基本法
 (平成18年12月22日法律第120号)
 (教育振興基本計画)
 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

長崎県の教育振興基本計画

◆第4期長崎県教育振興基本計画
 ○計画の期間 2024年度～2028年度
 ○基本テーマ
 ～つながりが創る豊かな教育～
 現在の長崎県は、少子化・人口減少により学校や地域のコミュニティが小規模化し、多くの人との関りから生まれる、学びの豊かさが失われていくことが危惧されています。
 長崎は古くから海外諸国と交流を行い、江戸時代には西洋に開かれた唯一の窓として「つながり」を保ったことから、国内で先端の「学び」を受け、豊かな文化を有することとなった歴史があります。
 「つながり」の重要性を知る本県であるからこそ、県民一丸となって、多様な「つながり」により課題に立ち向かい、豊かな教育を創り上げていく必要があります。

○政策の柱と主要な施策
 1. 一人一人に応じた最適な学びを提供する
 ① 成長の基盤となる資質・能力の育成(確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成)
 ② 「ながさきの魅力を心と記憶に刻む」「人と産業に出会う」ふるさと教育の推進
 ③ ながさきならではの地域資源を生かした体験活動の提供
 ④ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進
 ⑤ 遠隔教育センターを中心とした教育DXの推進
 ⑥ 切れ目ない校種間連携の推進
 2. 新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる
 ① 県立学校の魅力化の推進
 ② 児童生徒が主体的に参画する学校づくりの推進
 ③ 子供たちのために教員が輝く「働きがい」改革
 ④ 学校や教育施策についての戦略的な情報発信
 ⑤ 新しい時代に求められる学びの提供
 ⑥ 子供たちが安心して学べる環境の整備
 ⑦ 私立学校の振興への支援と公私立連携した取り組みの推進
 3. 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する
 ① 生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり
 ② 地域と学校の未来をつくる活動の推進
 ③ 民間や福祉機関と連携した支援や学びの場、居場所の確保
 4. 人生や地域に潤いと活力をもたらす、文化芸術・スポーツ活動を推進する
 ① ふるさとへの誇りを育む文化芸術の振興と次世代への継承
 ② 子供のスポーツ機会の充実と地域に活力を与えるスポーツの振興

時津町教育振興基本計画

(教育振興基本計画策定委員会で協議・教育委員会が策定)
 ○第4期計画
 計画期間: 令和8～12年度
 教育理念・目標
 ○基本理念
 「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして
 ○基本目標
 1. 子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。
 2. 学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。
 3. 誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、活躍できる生涯学習社会の実現を推進します。

時津町教育大綱

(総合教育会議で協議・町長が策定)
 ○基本目標
 1. 子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。
 2. 学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。
 3. 誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、生涯学習社会の実現を推進します。
 ○具体的な施策
 ① 主体的に未来を切り拓く力の基礎を培う
 学校教育の推進
 ② 学びを支える質の高い教育環境の充実
 ③ 学校・家庭・地域が連携・協働による地域の教育力向上の推進
 ④ 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進
 ⑤ 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 (昭和31年6月30日法律第162号)
 (大綱の策定等)
 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

I 主体的に未来を切り拓く基礎を培う学校教育の推進
 1. 確かな学力の向上
 2. 豊かな心の育成
 3. 健やかな体の育成
 4. 学習の機会均等の確保
 5. 安全・安心な学校づくりの推進
 6. 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進

II 学びを支える質の高い教育環境の充実
 1. 教職員の資質向上
 2. 学びのセーフティネットの推進

III 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育向上の推進
 1. 家庭教育支援の推進
 2. 青少年健全育成の充実

IV 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進
 1. 生涯学習活動の推進
 2. 読書活動の推進

V 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進
 1. スポーツ・レクリエーション活動の推進
 2. 歴史・文化財の保存・継承
 3. 文化・芸術の振興

時津町総合計画

●将来像
 生活都市とぎつ～誰もが住みたくなる町へ～
 ●テーマ
 ○快適で活力のあるまち
 1. にぎわいと住みやすさのあるまちを創る
 2. 活力と夢のあるまちを創る
 ○健やかで美しいまち
 3. 健やかで笑顔のあるまちを創る
 4. 安全で安心な美しいまちを創る
 ○人が育つ協働のまち
 5. 豊かな心と学びのあるまちを創る
 ① 生涯学習・スポーツ
 生涯学習
 生涯スポーツ
 ② 明日を担う青少年の育成
 家庭教育
 学校教育
 青少年健全育成
 幼児教育
 ③ 芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
 芸術・文化
 歴史・伝統
 6. みんなの参加でまちを創る
 ① 住民主体のまちづくり
 コミュニティ
 まちづくり
 ② 誰もが平等に活躍できる環境
 男女共同参画
 人権尊重
 ③ 新たな交流の展開
 地域間交流
 国際化・国際交流
 ④ 社会変化に対応できる行財政

時津町教育振興基本計画(第4期)

令和8年3月 発行

策定・発行 時津町教育委員会

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1

TEL095-882-2211/FAX095-881-2725